

# み い な

みんなで

いっしょに

なかよく



バックナンバーはこちら

誰もが輝く  
まちづくりを  
めざして

▶問い合わせ 市民協働推進課 ☎0287(62)7019

## 令和4年度 とちぎウーマン応援塾に参加しました

参加者の声



にしおか えりこ  
西岡 恵理子様

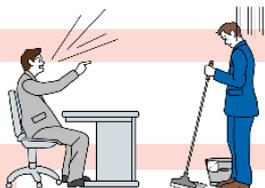
審議会委員や女性議員、地域活動のリーダーを目指す女性を対象に、女性活躍の重要性と女性を取りまく現状・課題について理解を深めるとともに、女性リーダーとしての実践的スキルを取得してもらうことで、女性の活躍推進に関する政策方針決定過程への参画を促進することを目的として実施しています。

令和4年度は栃木県内で15名が受講し、那須塩原市からも1名が参加しましたので、参加者の感想を紹介します。

誰もが「<sup>あなた</sup>貴方らしく」生きられる社会となるには…  
その答えを捜したく受講しました。

教授の先生方のお話より、フツウというのではない、互いの習慣・文化等を、対話を通して、認め合い、居心地の良いところにしていくことを学び、今後に生かしてまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。



## 職場でのハラスメント あなたの周りにはありませんか？



### パワーハラスメント(パワハラ)

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動で、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③の3つの要素を全て満たすものをいいます。

### セクシュアルハラスメント(セクハラ)

職場において行われる労働者の意に反する「性的な言動」により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。

### 妊娠・出産・育児休業等ハラスメント

職場において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。

これらは、マタニティハラスメント(マタハラ)、パタニティハラスメント(パタハラ)、ケアハラスメント(ケアハラ)と言われることもあります。

- 会社や労働組合に相談窓口がない…。
- 相談したけれども取り合ってくれなかった…。
- 会社に相談すると不利益がありそうでなかなか相談できない…。



そんなときは、会社の外部にも利用できる相談窓口があります。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/inquiry-counter> (相談窓口のご案内 厚生労働省ホームページ)



厚生労働省ホームページ「あかるい職場応援団」では、ハラスメントの事例や裁判例、相談窓口の案内のほか、「言い方ひとつで変わる会話術」などたくさんの情報を見ることができます。外国語(英語、中国語、ポルトガル語)の資料もあります。 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



## マザーズコーナーへご相談ください

ハローワーク大田原の中に、「マザーズコーナー大田原」があります。お子さま連れでも安心して就職相談できる コーナーです。フレッシュ求人コーナー、スキルアップ・保育情報・各種ガイドなどの情報コーナー、パソコンで検索できる求人情報、専門相談員による相談コーナーがあります。



お子さまがいる男性  
の方も歓迎します！

**就職活動をお手伝いいたします。お気軽にご利用下さい！**

ご利用時間 平日 8:30~17:15(土、日、祝日、年末年始は閉庁)  
場所 大田原市紫塚1-14-2 ☎ 0287-22-2268 ※予約優先



こんな方が利用しています

- 子どもが保育園に行っている間に新しい仕事を見つけたい。
- 子どもが大きくなってきたのでパートから正社員に働き方を変えたい。
- 出産・子育てが一段落して働きたいけど、ブランクがあるし、どのように就職活動してよいかわからない。

## 3月8日は 女性のための国際女性デー

3月8日は、「ミモザの日」とも呼ばれ、黄色いミモザの花がシンボルとして親しまれています。

「国際女性デー」は、国際婦人年である1975年3月8日に国連で提唱され、その後、1977年の国連総会で議決されました。女性たちが、平和と安全、開発における役割の拡大、組織やコミュニティにおける地位向上などによって、どこまでその可能性を広げてきたかを確認すると同時に、今後のさらなる前進に向けて話し合う機会として設けた記念日です。国や民族、言語などを問わず、女性たちが達成してきた功績を祝福し、ジェンダー平等を考える日として、毎年世界各地でさまざまなイベントが行われています。



## 3月は自殺対策強化月間です

いのちの電話 0120-783-556 (フリーダイヤル)  
毎日 16時~21時(毎月10日 8時~翌日8時)

3月は、就職や転勤、転居など、生活環境が大きく変動する時期で、自殺者数が増える傾向にあることから、国は3月を「自殺対策強化月間」とし、自殺対策に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策を総合的に推進することとしています。

悩みを抱えている方は、一人で悩まず、専門の相談機関にご相談ください。また、身近な方の悩みに気づいたら、温かく寄り添いながら悩みに耳を傾け、専門家への相談をすすめて、やさしく見守りましょう。

市では、カウンセラーと対面で相談できる「こころの相談」(要予約)を毎月実施しています。

実施日、場所は市広報の相談カレンダーで確認できます。(社会福祉課障害福祉係 0287-62-7026)

## 4月は若年層の性暴力被害予防月間です

若年層の性暴力防止に向けた取組  
(男女共同参画局ホームページ)



4月は、進学・就職等に伴い生活環境が大きく変わる時期で、10・20代を狙った性被害や性暴力の被害に遭うリスクが高まります。また、若年層に対する性暴力の手口がますます巧妙になっています。同意のない性的行為の強要は、いかなる理由・関係性であってもすべて性暴力です。被害者にも加害者にも傍観者にもならないために、性暴力に関する情報を共有し、社会全体で性暴力をなくしていきましょう。



男女共同参画情報「みいな」は市内の金融機関や農協、郵便局、病院、従業員100人以上の事業所、美容室・理容室などの一部に設置していただいています。ぜひご覧ください♪